

月1で学ぶ！  
消費者の賢コツ



# クーリング・オフって何？

● 茨城県消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188



町ホームページはこちら▶

広報6月号・7月号で、契約について紹介しました。今回はクーリング・オフについて紹介します。  
クーリング・オフとは、消費者がある特定の取引により契約の申し込みや締結をした場合に、冷静に考えなおす時間を与え、一定期間内であれば申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

## どんなときに使えるの？

- ・訪問販売(家庭訪問などの営業所以外での契約)
- ・電話勧誘販売(業者の電話での勧誘による契約)
- ・連鎖販売取引(マルチ取引)
- ・特定継続的役務提供(継続的なサービスの提供を受ける契約)
- ・業務提供誘引販売取引(提供される仕事で収入を得るために必要な物品を購入する契約、内職商法)
- ・訪問購入(業者が自宅などで商品の買い取りを行う契約)



## どうやって申し出するの？

決められた期間内に書面で、特定記録郵便などで送ります。期間内に事業者に届く必要はありません。通知は自分で書くことができます。町ホームページでは、クーリング・オフの期間や通知書の見本を紹介しています。ご覧ください。

※条件によってはクーリング・オフができない場合があります。取引形態によって申し出ができる期間は異なります。クーリング・オフができるか不安な場合は、消費生活センターなどへご相談ください。